

関係各大学
関係各短期大学
関係各高等専門学校
関係各専修学校

海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）事務担当部長 殿

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部長

小山国男



(印影印刷)

平成29年度海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）に係る
「在籍確認及び受領確認簿」（写）等の提出及び保管について（依頼）

平素より本機構留学生支援事業につきまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）に係る奨学金の支給につきまして、「事務手続きの手引き」の定めるところにより、奨学金の支給が適正に実施されていることを確認するため、本機構において無作為に抽出した学校を対象に、各学校で保管されている「在籍確認及び受領確認簿（様式C）」及び確認書類等の写しを提出していただくことにいたしました。

提出対象校には、本日、別途文書を郵送にてお送りいたしますので、当該校におかれましては、平成30年8月3日（金）までに必要書類の提出をお願いいたします。

また、提出対象校以外の学校につきましても、今後、必要に応じて提出を依頼することがありますので、奨学金支給事務の適正な実施に十分にご留意いただくとともに、各学校において書類を適切に保管していただきますようお願いいたします。

なお、書類の原本が所定の期間において保管されていない等の不適切な処理が判明した場合は、本機構による立入検査の実施や、既に支給した奨学金の返納を求めることがありますので、ご承知おきください。

参考：【在籍確認及び支給対象者への奨学金支給】（平成29年度事務手続きの手引き）

【在籍確認】

学校は、必ず支給対象月ごとに以下の3点について、派遣学生／受入学生の「在籍確認」を行ってください。

①在籍大学等に在籍していること、②採択プログラムに参加していること、③各支給対象月に連続する8日間留学先国・地域（協定派遣）／日本（協定受入）を離れていないこと

【奨学金支給】

学校は、支給対象月ごとに必ず「在籍確認」を行った後に、派遣学生／受入学生に当該月分の奨学金を支給してください。奨学金は、支給対象月の月内に支給し、支給後に「受領確認」を行ってください。

本件照会先：

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部海外留学支援課協定留学係 様式C調査担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

電話：03-5520-6014 / FAX：03-5520-6015